

## 男性も増加！通い放題の脱毛エステの中途解約に注意

全国の消費生活センター等には脱毛エステについての相談が多く寄せられます。契約当事者の年代をみると、10～20 歳代の割合が多く、性別では女性が多いものの 2020 年度からは男性からの相談も増加しています。

事例をご紹介します。

- ・ 2年間通い放題の脱毛エステを約 20 万円で契約した。その後、中途解約したいと申し出たら「この契約は 5 回のプランでそれ以降は無料のアフターサービスとして提供している。5 回を消費しているので解約しても返金はない」と言われた。契約期間は 2 年間のはずなのにおかしいのではないか。(学生 男性)

脱毛エステの長期間にわたる契約の場合、中途解約や返金の条件もよく確認し慎重に検討しましょう。

通い放題コースの場合「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれているケースが多くあります。全体の施術可能期間だけを見ず、詳細を書面で確認しましょう。

中途解約して返金される期限や 1 回の施術にかかる料金も確認しましょう。契約前には、施術内容や契約条件について説明を受け、よく理解することが大切です。

不安なときは、お住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください(消費者ホットライン188)。

(参考:国民生活センターウェブサイト)

